

茨木市若年健康診査事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、健康診査を受ける機会の少ない市民の健康の保持及び増進を図るために行う若年健康診査について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 若年健康診査の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 受診する日の属する年度において、16歳から39歳までになる者
- (3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法律に基づき事業者が行う同等の健康診査の受診の機会を他に有しない者
- (4) 受診する日の属する年度において、若年健康診査と同一の内容を含む他の健康診査の受診歴のない者

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当し、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳、大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳を所持する者で、健康診査を受診するのに介助を要するなど他の同等の健康診査の受診が困難なものについては、この要綱に基づく若年健康診査を受診することができるものとする。

(若年健康診査の実施方法)

第3 若年健康診査は、次の各号に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 茨木市保健医療センター内において実施する集団健診
- (2) 市内公共施設等において実施する巡回健診

2 若年健康診査の結果は、次の各号に掲げる健診の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該健診を受診した者に通知するものとする。

- (1) 集団健診 茨木市保健医療センターの指定管理者（以下「指定管理者」という。）が通知する方法
- (2) 巡回健診 若年健康診査を行った医療機関又は市長が通知する方法

(健康診査の内容)

第4 若年健康診査の内容は、別表のとおりとする。

(利用料金)

第5 若年健康診査を受診しようとする者は、次の各号に掲げる検診の区分に応じ、

当該各号に定める受診料又は利用料金を納付しなければならない。

(1) 集団健診 指定管理者への利用料金

(2) 巡回健診 市長への受診料

2 前項の受診料又は利用料金は、第1号から第3号までに掲げる者にあつては無料とし、第4号に掲げる者にあつては500円とする。

(1) 市民税非課税世帯に属する者

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(4) 前各号に掲げる者以外の者

（実施の方法）

第5 指定管理者が行う業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 集団健診

(2) その他若年健康診査の実施に必要な業務のうち、市長が指定するもの

（その他）

第6 この要綱に定めるもののほか、若年健康診査について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表

問診	
理学的検査	
身体計測	身長、体重、肥満度、腹囲
尿検査	蛋白、糖
血圧測定	
血液検査	GOT、GPT、 γ -GTP、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール又はnon-HDLコレステロール、血清クレアチニン、血清尿酸、eGFR、血糖、ヘモグロビンA1c